

## 重大事態への対応マニュアル（石井町石井中学校）R5

### ★いじめ事案発生★

#### (1) 組織員の構成

##### ① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長，教頭，生徒指導主事，人権教育主事，各学年主任，養護教諭，該当学級担任）

##### ② 外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（スクールカウンセラー，石井町適応指導教室「わかば学級」指導員，学校運営協議会委員）

#### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

### I 重大事態の発生（疑いを含む）

#### ・現場での事態の対応

- ① 校長が状況を判断し，対応方針を指示
- ② 警察連絡（犯罪行為や入院が必要な事故）
- ③ 必要に応じて救急車の要請

#### ・緊急対応チームの編成（迅速に，組織的に，見落としがなく対応）

- ① 被害者からの事情聴取と支援担当（学級担任・生徒指導主事）
- ② 加害者からの事情聴取と指導担当（学級担任・生徒指導主事）
- ③ 周囲の生徒と全体への指導担当（学年主任・生徒指導主事）
- ④ 保護者への対応担当（学級担任・生徒指導主事・教頭）
- ⑤ 関係諸機関への対応担当（教頭）
- ⑥ マスコミ対応担当（校長）

### II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

#### ・5W1Hで報告

### III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
  - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
  - ③調査を行うための第三者組織（スクールカウンセラー，学校評議委員，教育委員）

### IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ① 調査の目的・目標（事案の全容解明、当該事態への対処、同種の事態の発生防止）
- ② 調査主体（専門性、公平・中立性）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査項目（どの事項、どの対象）
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- ⑥ 調査結果の提供（内容の説明、個人情報保護条例、被害者側の同意）

### V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

- ① 文書情報の整理
- ② アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）
- ③ 聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。
- ④ 情報の整理（詳細調査の実施P19）

VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

正確に，簡潔に，明瞭に，時系列にそって，レイアウトの工夫。

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P20）
- ・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P20）